

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この生活協同組合（以下「組合」という）は協同互助の精神にもとづき、組合員の生活の文化的、経済的向上をはかることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この組合は札幌大学生生活協同組合という。

(事 業)

第 3 条 この組合は第 1 条の目的を達成するために次の事業を行なう。

組合員の生活に必要な物資を購入し（これに加工しまたは生産し）
組合員に供給する事業
組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
組合員の生活の改善および文化の向上をはかる事業
組合員および組合従業員の組合事業に関する知識の向上をはかる事業
組合員の生活に有用なサービス事業としての旅行事業
組合員の生活に有用な宅地建物取り引業としての事業
組合員の生活に有用な古物商の事業
組合員の生活の共済を図る事業
全各号の事業に付帯する事業

(区 域)

第 4 条 この組合の区域は、札幌大学の職域とする。

(事務所所在地)

第 5 条 この組合は、事務所を北海道札幌市におく。

第 2 章 組 合 員

(組合員の資格)

第 6 条 この組合の区域内に通学又は勤務する者は、この組合の組合員となることができる。

2. この組合の区域の付近に住所を有する者でこの組合の施設（事業）を利用することを適当とする者は、この組合の承認を請けてこの組合の組合員となることができる。

(加入の申込)

第 7 条 前条第 1 項に規定する者は、組合員になろうとするときはこの組合の定める加入申込書に引受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2. この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込を拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合はこの限

りでない。

3. この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。
4. 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定によりその申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理した時に組合員となる。
5. この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

- 第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。
2. この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。
 3. 前項の通知を受けた者は、すみやかに出資金の払込みをしなければならない。
 4. 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。
 5. この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

- 第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、またはその氏名もしくは住所を変更したときは、すみやかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

- 第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(法定脱退)

- 第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

組合員としての資格の喪失

死亡

除名

(除名)

- 第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは総代会の議決によって、除名することができる。

1年間この組合の施設(事業)を利用しないとき

この組合の事業を妨げ、または信用を失わせる行為をしたとき

2. 前項の場合において、この組合は総代会の会日の五日前までに除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ総代会において弁明する機会を

与えなければならない。

3. この組合は、除名の議決があったときは除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第 13 条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込み済資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

(1) 第 10 条の規定による脱退または第 11 条第 1 号もしくは第 2 号の事由による脱退の場合は、その払込み済出資額に相当する額

(2) 第 11 条第 3 号の事由による脱退の場合は、その払込み済出資額の 2 分の 1 に相当する額

2. この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。

3. この組合は、事業年度の終わりに当り、この組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第 1 項の払い戻しを行わない。

(出 資)

第 14 条 組合員は、出資 1 口以上を有しなければならない。

2. 一組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の 4 分の 1 とする。

3. 組合員は、出資金額の払込みについて相殺をもってこの組合に対抗することができない。

4. 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資 1 口の金額およびその払込み方法)

第 15 条 出資 1 口の金額は、2,000 円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第 16 条 組合員は、その出資口数を増加することができる。

2. 出資口数を増加しようとする組合員は、この組合の定める出資口数増加申込書に増加しようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これを組合に提出しなければならない。

(出資口数の減少)

第 17 条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末

日の 90 日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて、出資口数を減少することができる。

2. 組合員は、その出資口数が組合の総出資口数の 4 分の 1 を超えたとき、4 分の 1 以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3. 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込み済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

第 3 章 剰余金処分および欠損金処理

(法定準備金)

- 第 18 条 この組合は、出資総額の 2 分の 1 に相当する額に達するまで毎事業年度の剰余金の 10 分の 1 に相当する額以上の金額を法定準備金として積立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積立てるべき準備金の額の計算は当該事業年度の剰余金からその欠損金のおてん補にあてはめるべき金額を控除した額について行うものとする。
2. 前項の規定による法定準備金は、欠損金のおてん補にあてる場合を除き、取りくずすことができない。

(教育事業繰越金)

- 第 19 条 この組合は、毎事業年度の剰余金の 20 分の 1 に相当する額以上の金額を教育事業繰越金として翌事業年度に繰越し、第 3 条第 4 項の事業の費用にあてるため支出するものとする。
2. 前条第 1 項にただし書の規定は前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割りもどし)

- 第 20 条 この組合は、毎事業年度の剰余金について、欠損金をおてん補し、第 18 条第 1 項の規定による法定準備金として積立てる金額および前条第 1 項の規定による教育事業繰越金として繰越す金額を控除したあとになお残余があるときは、その残余を組合員の組合事業の利用分量または払込んだ出資額に応じて組合員に割りもどすことができる。

(利用分量に応ずる割りもどし)

- 第 21 条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割りもどし(以下「利用分量割りもどし」という)は、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行なう。
2. この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用のつど、利用した事業の種類別および分量を証する利用高券・レシート券を交付するものとする。
 3. この組合は、前項の規定により交付された領収書等によって組合員が利用した組合事業の種類別ごとの利用分量の総額がこの組合のその事業総額の 5 割以上であると確認した場合でなければその事業についての利用分量割りもどしを行なわない。
 4. この組合は、利用分量割りもどしを行なうことおよび利用分量割りもどし金の額について総代会の議決があったときは、すみやかに利用分量割りもどしを行なう事業の種類、利用分量割りもどし金の利用分量に対する割合および利用分量割りもどし金の請求方法を組合員に公告するものとする。
 5. この組合は、利用分量割りもどしを行なうときは、割りもどすべき金額に相当する額を利用分量割りもどし引当金として積立てるものとする。
 6. 組合員は第 4 項の公告にもとづき利用分量割りもどし金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割りもどしを行なうことについての議決が行なわれた総代会終了の日から 6 ヶ月を経過する日までに第 2 項の

規定により交付を受けた利用高券・レシート等を提出してこれを請求しなければならない。

7. この組合は、前項の請求があったときは、第5項の規定による利用分量割りもどし引当金の積立金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その引当金を取りくずして組合員ごとに前項の規定により提出された利用高券・レシート等によって確認した事業の利用分量に応じて利用分量割りもどし金を支払うものとする。
8. この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第6項の規定に関わらず、組合員からの利用分量割りもどし金の請求があったものと見なして、前項の支払を行うことができる。
9. この組合が、前2項の規定により利用分量割りもどしを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由により第7項に定める期間内に支払いを行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日を持って利用分量割りもどし金の請求権を放棄したものとみなす。
10. この組合は、各事業年度の利用分量割りもどし金のうち、前項に定める期間内に割りもどしを行なうことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に導入するものとする。

(出資額に応ずる割りもどし)

第22条 払込んだ出資額に応ずる剰余金の割りもどし(以下「出資配当」という。)

は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込み済出資額に応じて行なう。

2. 出資配当金の額は、払込み済出資額につき年1割以内の額とする。
3. この組合は、出資配当を行なうことおよび出資配当金の額について総代会の議決があったときは、すみやかに出資配当金の払込み済出資額に対する割合および出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。
4. 組合員は、前項の公告にもとづき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行なうことについての議決が行なわれた総代会の終了の日から6ヶ月を経過する日までに請求しなければならない。
5. この組合は、前項の請求があったときは遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
6. この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めて支払方法を明確に定めている場合には、第4項の規定に関かかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものと見なして、前項の支払を行うことができる。
7. この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合のこの組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行うことができなかつたときは、第3項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第23条 第2条の規定による割りもどし金の額を計算する場合において、組合員

ごとの割りもどし金額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第 24 条 この組合は、毎事業年度の剰余金について、第 20 条の規定により組合員への割りもどしを行なったあとになお残余があるときは、その残余を任意に積立てまたは翌事業年度に繰越すものとする。

(欠損金のてん補)

第 25 条 この組合は、欠損金が生じたときは繰越剰余金、前条の規定により積立てた積立金、法定準備金の順に取りくずしてそのてん補にあてるものとする。

第 4 章 役 職 員

(役員)

第 26 条 この組合に、次の役員をおく。

(1) 理事 15 名

(2) 監事 3 名

2. 各役員の半数以上は学生でなければならない。

(役員選挙)

第 27 条 役員は、役員選挙等に関する規約(以下「選挙規約」という。)の定めるところにより、総代会において組合員のうちから選挙する。

2. 特別の理由があるときは、理事の定数の 5 分の 1 以内のものを、組合員以外の者のうちから選挙することができる。

(役員補充)

第 28 条 理事または監事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けたときは、選挙規約の定めるところにより、1 ヶ月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第 29 条 役員の任期は、1 年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2. 補欠選挙の任期は、前項の規程にかかわらず前任者の残任期間とする。

3. 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは第 1 項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。

4. 役員が任期の満了または辞任によって退任した場合において役員の数とその定数を欠くにいたったときはその役員は後任者が就任するまでの期間は、なお、役員としての職務を行なうものとする。ただし、退任した役員の数が増える場合には、退任した役員の互選により、職務を延長すべきものを選任することができる。

(役員兼職禁止)

第 30 条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

(1) 組合の理事または使用人。

(2) 組合の子会社または関連会社の取締役又は使用人。

(役員 の 責任)

第 31 条 役員は、法令、法令にもとづいてする行政庁の処分、定款、規約および総代会の議決を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 . 理事または監事はその任務を怠り、この組合に損害を与えた場合は、その行為をした理事または監事は、それぞれこの組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 . 理事が、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処理案および付属明細書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、または虚偽の登記もしくは公告をしたとき並びに監事が監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をしたときであってこの組合に損害を与えた場合も前項と同様とする。ただし、理事または監事がその記載、登記もしくは公告をしたことについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではない。

4 . 監事が、前 2 項の規定により、この組合に対して損害賠償の責めに任ずべきときは、その監事および理事は、これを連帯債務者とする。

(役員 の 解任)

第 32 条 役員は、総代の 5 分の 1 以上の請求により、任期中でも総代会において解任することができる。

2 . 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出しなければならない。

3 . この組合は、前項の規定による書面の提出があったときは、総代会の会日の 10 日前までに、その役員に書面を送付し、かつ総代会において弁明する機会を与えなければならない。

(役員 の 報酬)

第 33 条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。

2 . 前項の報酬の算定方法については、規則を持って定める。

(理事長、専務理事および常務理事)

第 34 条 理事は、理事長 1 人、専務理事 1 人および常務理事若干名を理事会において互選する。

2 . 理事長は、理事会の決定にしたがって、この組合の業務を処理し、この組合を代表する。

3 . 専務理事は、理事長を補佐して、この組合の業務を遂行し理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 . 常務理事は、理事長を補佐して、この組合の業務の執行を分担し、理事長および専務理事に事故あるときは、あらかじめ理事長の定めた順序にしたがってその職務を代行する。

5. 理事は、理事長および専務理事及び常務理事に事故あるときは、あらかじめ理事長の定めた順序にしたがってその職務を代行する。

(理 事 会)

第 35 条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の遂行を監督する。
3. 理事会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、理事が理事の 3 分の 1 以上の同意を得て、または監事全員の同意を得て、会議の目的とする事項および招集の理由を記載した書面を提出して、理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。
5. 前項の場合において、理事長が理事会を招集しないときは、理事会の招集を請求した当該理事または監事は理事会を招集することができる。
6. 理事は 3 ヶ月に 1 回以上業務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会招集手続)

第 36 条 理事会の招集は、その理事会の 1 週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2. 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第 37 条 この定款に特別の定めのあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この組合の財産および業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会および総代会の招集および総代会に討議すべき事項
- (3) この組合の財産および業務の執行のための手続、その他この組合の財産および業務の執行についての必要な事項を定める規則の設定、変更および廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号の他、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第 38 条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2. 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決め、可否同数のときは議長の決めるところによる。
3. 理事会の議長は、理事会において出席した理事のうちからそのつど選任する。
4. 議長は、理事として、理事会の議決に加わる権利を有しない。
5. 理事会において、この組合と理事の関係について議決をする場合には、その理事は理事会の議決に加わる権利を有しない。
6. 理事会において議決をする場合は、議長および前項に規定する理事は出

席した理事の数に算入しない。

(理事会の議事録)

- 第 39 条 議長および理事会において選任した理事 2 人は、理事会の議事について、議事の経過の要領およびその結果を記載した議事録を作成し、これに署名または記名押印し、その写しを出席した各理事に送付しなければならない。
- 2 . 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 開催の日時および場所
 - (2) 出席した理事および監事の氏名
 - (3) 議事の経過の要領
 - (4) 議案別の議決の結果 (可決、否決の別及び賛否の議決件数並びに異議をとどめた理事の氏名)
 - 3 . 理事は、第 1 項の議事録を 1 0 年間主たる事務所に備えおかなければならない。

(書面による理事会への出席)

- 第 40 条 理事は、理事会の議案として、あらかじめ通知のあった事項について、書面をもって議決権、選挙権を行なうことができる。
- 2 . 前項の規定により議決権、選挙権を行なうものは出席者とみなす。
 - 3 . 第 1 項の規定により議決権、選挙権を行なう者は、理事会の議案としてあらかじめ通知のあった事項について、あらかじめその賛否または選任しようとする理事長、専務理事および常務理事の氏名を記載した書面を封筒に封入し、その封筒に署名または記名押印したものを理事会の開会までに理事長に提出しなければならない。

(理事の競業禁止義務)

- 第 41 条 理事が、自己または第三者のために組合の事業の部類に属する取引を行うには、理事会においてその取引についての重要な事実を開示してその承認を受けなければならない。
- 2 . 前項の取引を行った理事は、その取引についての重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(定款等の備えつけおよび書類の提出)

- 第 42 条 理事は定款、規約、総会および総代会の議事録、組合員名簿、その他組合の財産および業務の執行について重要な事項を記載した書類を事務所に備えておかなければならない。
- 2 . 前項の規定による組合員名簿には、組合員の氏名、住所、加入年月日、出資口数、払込み済み出資額、およびその払込み年月日を記載しなければならない。
 - 3 . 理事は、通常総代会の会日の 7 日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表および剰余金処分案または欠損金処理案を監事に提出し、

同時にこれらを事務所に備えておかなければならない。

4. 前項の規定による事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 組合員の数および出資口数

(2) 払込んだ出資の総額および剰余金をもって出資の払込みにあてたときは、その総額

(3) 損益の計算ならびに借入または償還した金額および借入金の利率

(4) 法定準備金および各種の積立金

(5) 総代会の議決および役員および総代の選挙

(6) 事業の状況

ア 第3条第1号の事業については、購入しこれに加工しまたは生産して供給したものの品目別金額または数量

イ 第3条第2号の事業については、利用施設の種類およびその利用の程度を表示する事項

ウ 第3条第3号の事業については、その事業の種類およびその利用の程度を表示する事項

エ 第3条第4項の事業については、その種類および概況ならびにこれに要した経費

オ 組合員以外の者にその事業を利用させている事業については、その事業の種類およびその利用の程度

(7) その他必要な事項

2. 組合員およびこの組合の債権者は第1項および第3項の書類の閲覧を求めることができる。

3. 理事は、第3項の書類を通常総代会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

(監事による監査)

第43条 監事は、毎事業年度2回以上組合の財産および理事の業務執行の状況を監査しなければならない。

2. 監事は、前項の監査を行なったときは、その結果を総代会に報告し、同時に意見を述べなければならない。

3. 監事は、第1項の監査を行なったときおよび必要があると認めたときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

4. 監査についての規則の設定、変更および廃止は、監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(監事による調査)

第44条 前条第1項に定めるほか、監事は、いつでも理事およびその他の組合の職員に対し事業の報告を求め、または組合の業務および財産の状況を調査することができる。

2. 監事は、前項の調査の結果、理事または組合の職員が組合の目的の範囲内でない行為その他法令もしくは定款に違反する行為を行い、また

は行うおそれがあると認めるとき及び著しく不当な事項があると認めるときは、理事会にこれを報告しなければならない。

3．前項の場合において必要があるときには、監事は理事会の招集を請求することができる。

4．監事は、第2項の報告にもかかわらず、理事会が適正な措置をとらないと認めるときは、総代会に報告しなければならない。

(理事の報告義務)

第45条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(組合員の調査請求)

第46条 組合員は、総組合員の100分3以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務および財産の状況の調査を請求することができる。

2．監事は、前項の請求があったときは、第44条第1項の調査を行わなければならない。

(顧問)

第47条 この組合に、顧問を置くことができる。

2．顧問は、学識経験のあるものから、理事会において選出する。

3．顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第48条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2．職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は規則で定める。

第5章 総代会および総会

(総代会の設置)

第49条 この組合に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代会の定数)

第50条 総代の定数は100名以上とする。

(総代の選挙)

第51条 総代は、選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第52条 総代が欠けた場合におけるその補充については、選挙の規約のさだめるところによる。

(総代の職務執行)

第53条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第54条 総代の任期は次のとおりとする。ただし、再選を妨げない。

(1) 4年制学部の学生の総代は4年

(2) 2年制学部の学生の総代は2年

(3) 教職員の総代は 3 年

2 . 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 . 総代は、任期満了後であっても後任の就任するまでの間は、その職務を行なうものとする。

(総代名簿)

第 55 条 理事は、総代の氏名およびその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない

(通常総代会の招集)

第 56 条 理事は、毎事業年度終了の日から 3 ヶ月以内に通常総代会を招集しなければならない。

(臨時総代会の召集)

第 57 条 理事は、理事会において総代会の招集の議決をしたときは、臨時総代会を召集しなければならない。

2 . 理事は、総代がその 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的とする事項および招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したとき、ならびに組合員が第 31 条第 1 項の規定により役員解任を請求したときは、その請求のあった日から 20 日以内に、臨時総代会を召集しなければならない。

(監事の総代会招集)

第 58 条 理事の職務を行なうものがないときは、総代会の招集は監事が行なう。

2 . 監事は、前条第 2 項の請求があった場合において理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは総代会を招集しなければならない。

3 . 監事は、この組合の財産の状況または業務の執行について不正な点があることを発見した場合において、これを総代会に報告するため必要があると認めるときは総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

第 59 条 総代会の招集は、会日の 5 日前までに、会議の目的とする事項、日時および場所を書面により総代に通知して行なうものとする。

(総代会の会日の延長)

第 60 条 総代会の会日は、総代会の議決により、続行し、また延期することができる。この場合においては、前条の規定は通用しない。

(総代会の議決事項)

第 61 条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項を総代会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 規約の設定、変更および廃止

(3) 毎事業年度の予算および事業計画の設定および変更

- (4) 出資一口の金額の減少
 - (5) 借入金額の最高限度
 - (6) 事業報告書、損益計算書、付属明細書、財産目録、貸借対照表および剰余金処分案または欠損金処理案
 - (7) 連合会および他の団体への加入または脱退
- 2 . この組合は、第 3 条各号に掲げる事業を行なうため必要と認められる他の団体への加入または脱退であって、多額の出資 もしくは加入金または会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
- 3 . 総代会においては、第 49 条の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決するものとする。ただし、定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りではない。

(総代会の成立条件)

第 62 条 総代会は総代の過半数が出席しなければ議事を開き議決をすることができない。

- 2 . 前項に規定する総代の数の出席がないときは、理事がその総代会の会日から 20 日以内にさらに総代会を招集しなければならない。この場合には前項の規定を適用しない。

(総代会の議決権および選挙権)

第 63 条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各 1 箇の議決権および選挙権を有する。

- 2 . 総代会において組合と総代との関係について議決する場合には、その総代は総代会の議決に関わる権利を有しない。

(総代会の議決方法)

第 64 条 総代会の議事は、出席した総代の過半数で決め、可否同数の時は議長の決めるところによる。

- 2 . 総代会の議長は、総代会において出席した総代のうちから、そのつど選任する。
- 3 . 議長は総代として総代会の議決にかかわる権利を有しない。
- 4 . 総代会において議決を有する場合には、議長および前条第 2 項に規定する総代は出席した総代の数に算入しない

(総代会の特別議決方法)

第 65 条 次の事項は、出席した総代の 3 分の 2 以上の多数で決めなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 組合員の除名

(議決権および選挙権の書面または代理人による行使)

第 66 条 総代は、第 5 9 条の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面または代理人をもって議決権および選挙権を行なうことができる。

ただし、組合員または組合員と同一世帯に属するもの（組合員）でなければ代理人となることができない。

2. 前項の規定により、議決権または選挙権を行なう者は出席者とみなす。
3. 第1項の規定により書面をもって議決権または選挙権を行なう者は、第59条の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面にその賛否または選挙しようとする役員の氏名を記載してこれを封筒に封入し、その封筒に署名または記名押印したものを総代会の開会までに、この組合に提出しなければならない。
4. 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。
5. 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

（組合員の発言権）

第67条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

（家族の発言権）

第68条 組合員と同一の世帯に属する者は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権および選挙権を有しない。

（総代会の議事録）

第69条 総代会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長および総代会において選任した総代2人がこれに署名または記名押印するものとする。

- （1）開催の日時および場所
- （2）総代の総数および出席総代の数
- （3）議事の経過の要領
- （4）議決した事項および賛否の数
- （5）選任された役員の氏名

（総会の議決事項および成立要件）

第70条 組合の解散および合併は、総会の議決を経なければならない。

2. 前項の議決は組合員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数で決めなければならない。

（総代会の規定の準用）

第71条 第56条、第57条第1項および第2項、第59条、第60条、第63条、第64条、ならびに第66条から第68条までの規定は、総会について準用する。この場合において、第57条第2項中「総代会の招集を請求したとき、ならびに組合員が第32条第1項の規定により役員の解任を請求したときは」とあるのは「総会の招集を請求したときは」と、第66条第1項中「組合員」とあるのは「組合員または組合員と同一の世帯に属する者」と、同条第4項中「3人」とあるのは「10人」と読み替えるものとする。

(総会および総代会の運営規約)

第 72 条 この定款に定めたもののほか、総会および総代会の運営に関し必要な事項は、総会および総代会運営規約で定める。

第 6 章 事業の執行

(事業年度)

第 73 条 この組合の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(事業の利用)

第 74 条 組合員と同一の世帯に属するものは、この組合の事業の利用については組合員とみなす。

(事業の品目等)

第 75 条 第 3 条第 1 号に規定する生活に必要な物資の品目は、食料品、衣料品、文房具、電気製品、家具、靴、鞆類、書籍、煙草、医薬品、切手等、葉書、教育機器、学用品、楽器、写真用品、写真処理サービス、コピー、時計、飲料、プレイガイド斡旋物資その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。

- 2 . 第 3 条第 2 号に規定する生活に有用な共同施設の種類の種類は、食堂施設、喫茶施設等とする。
- 3 . 第 3 条第 8 号に規定する生活の共済を図る事業は、全国大学生生活協同組合連合会が行なう共済事業の一部を受託する受託共済事業とする。

第 7 章 解 散

(解 散)

第 76 条 この組合は、総会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
- (2) 合 併
- (3) 破 産
- (4) 行政庁の解散命令

- 2 . この組合は、前項の事由によるほか、組合員 (第 6 条第 2 項の規定による組合員を除く) が 20 人未満になったときは解散する。
- 3 . 理事は、この組合が解散 (破産による場合を除く) したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第 77 条 この組合が解散 (合併または破産による場合を除く) した場合、残余破産 (解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済したあとにおける残余の財産をいう) は、払込み済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき総会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

(合併)

第 78 条 この組合が合併しようとするときは、合併契約書を作成し、総会の承認を受けるものとする。

2. 理事は、前項の合併契約書の要領を第 59 条の規定による通知に記載し、かつ、公告しなければならない。

3. 合併によって組合を設立する場合には、総会において組合員のうちから合併によって設立する組合の設立委員を選任するものとする。

4. 第 65 条の規定は、第 1 項の規定による承認および前項の規定による役員の選任について準用する。

第 8 章 雑 則

(公告の方法)

第 79 条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示して行ない、かつ、必要があるときはこの組合の機関紙に掲載して行なう。

(組合の組合員に対する通知および催告)

第 80 条 この組合が、組合員に対してする通知および催告は、組合員名簿に記載していたその者の住所に、その者が別に通知または催告を受ける場所をこの組合に通知したときは、その場所にあてて行なう。

(実施規則)

第 81 条 この定款および規約に定めるもののほか、この組合の財産および業務の執行のための手続、その他この組合の財産および業務の執行について必要な要領は規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 . この定款は昭和 48 年 1 月 31 日から施行する。

(成立当初の役員の任期)

2 . この組合の成立当初における役員の任期は、第 29 条第 1 項の規定にかかわらず、創立総会において議決された期間とする。ただし、その期間は 1 年をこえてはならない。

(成立当初の事業年度)

3 . この組合の成立の日に属する事業年度は第 72 条の規定にかかわらず、この組合の成立の日から翌年 3 月 31 日とする。

「 改 正 」

- 1 . 1974 年 7 月 6 日の第 1 回通常総代会において改正
- 2 . 1980 年 6 月 28 日の第 7 回通常総代会において改正
- 3 . 1991 年 6 月 26 日の第 18 回通常総代会において改正
- 4 . 1992 年 6 月 26 日の第 19 回通常総代会において改正
- 5 . 1994 年 5 月 26 日の第 21 回通常総代会において改正
- 6 . 1997 年 5 月 26 日の第 24 回通常総代会において改正
- 7 . 2000 年 5 月 26 日の第 27 回通常総代会において改正
- 8 . 2005 年 5 月 26 日の第 32 回通常総代会において改正